（厚生労働省設置法の一部改正）

**第二十八条**　厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五十二号を次のように改める。

五十二　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第十条第一項に規定する基本方針の策定及び推進に関すること。

第四条第一項第六十九号中「短時間労働者」の下に「及び有期雇用労働者」を加える。

第九条第一項第四号中「（平成十年法律第四十六号）」の下に「、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加え、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に改める。

（罰則に関する経過措置）

**第二十九条**　この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第三十条**　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

総務大臣　野田　聖子
厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

# 政　令

産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年七月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百九十八号**

産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年七月九日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣臨時代理　国務大臣　松山　政司
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年七月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百九十九号**

産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、並びに同法附則第十四条第二項の規定により読み替えて適用する同法第三条の規定による改正後の中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十八条第一項及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第十七条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備等（第一条―第八条）
第二章　経過措置（第九条―第十一条）
附則

**第一章**　関係政令の整備等

（産業競争力強化法施行令の一部改正）

**第一条**　産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二条第二十六項」を「第二条第二十三項」に改める。

第四条中「第二十八条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（認定事業者が行う株式等売渡請求について会社法の規定を適用する場合の技術的読替え）

**第四条の二**　法第三十条第五項の規定により会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定を適用する場合における同項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---|---|---|
| 第百七十九条の五第一項第四号 | 法務省令 | 産業競争力強化法第百四十条第二項に規定する主務省令（以下単に「主務省令」という。） |
| 第百七十九条の十第一項及び第百八十九条第二項第六号 | 法務省令 | 主務省令 |

第五条の見出し中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に改め、同条中「第三十四条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、「（平成十七年法律第八十六号）」を削る。

第六条の見出し中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に改め、同条の表以外の部分中「第三十四条第三項」を「第三十二条第三項」に改め、同条の表を次のように改める。

| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---|---|---|
| 第三百九条第二項第十二号 | 第五編 | 第五編（第七百九十六条第三項の規定を産業競争力強化法第三十二条第三項の規定により読み替えて準用する場合を含む。） |
| 第七百九十七条第一項 | 第七百九十五条第二項各号に掲げる場合及び第七百九十六条第一項ただし書 | 産業競争力強化法第三十二条第三項の規定により読み替えて準用する第七百九十六条第二項ただし書 |